

## 国家試験に合格した EPA 看護師・介護福祉士候補者が EPA 看護師・介護福祉士として就労する際の手続きについて

公益社団法人 国際厚生事業団  
受入支援部

### 1. はじめに

経済連携協定(EPA)に基づき入国をした EPA 候補者が、看護師国家試験または介護福祉士国家試験に合格し、引き続き、EPA 看護師・介護福祉士として就労を希望する場合には、以下の手続きが必要となります。

### 2. 手続きについて

#### (1)免許証・登録証の申請と取得

看護師として就労を行う際には、国家試験合格後に免許申請を行い、厚生労働省で管理する看護師の籍(名)簿に登録されることが必要です。

介護福祉士として就労を行う際には、国家試験合格後に介護福祉士登録簿へ登録を受ける必要があります。

看護師、介護福祉士それぞれの手続き方法については、以下のとおりです。

#### 1)看護師免許証 申請手続き

以下の①～④の必要書類をご持参の上、住所地の保健所窓口(一部の県については県庁)にて申請を行ってください。

①『免許申請書』…保健所の窓口で入手、または下記 URL よりダウンロードして記入。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTDETAIL&id=4950000000814&fromGTAMSTLIST=true&SYORIMODE>

※登録免許税として収入印紙 9,000 円分を所定欄へ貼付。

②『診断書』…免許申請書に所定の用紙あり。発行日より 1 か月以内のもの。

③『住民票』…国籍等の記載があり、発行日より 6 か月以内のもの。住民登録をしている市区町村窓口にて申請・交付。※コピー不可

④『看護師籍登録済証明書用はがき』(通常はがきでも可)…表面に受取人住所・氏名、裏面に氏名を記入。

※62 円切手または 342 円切手(速達希望の場合)貼付。

手続きから通常 3 か月程度で免許証が交付されます。この期間に『在留資格変更許可申請』を行う場合は、免許証の写しの代わりに、『看護師免許登録済証明書』の写しをご使用ください。

#### <お問い合わせ>

- ◇ 各住所地の保健所、都道府県衛生主管部局の看護師免許担当
- ◇ 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 TEL:03-5253-1111(内線:2577)

## 2) 介護福祉士登録証 登録手続き

以下の①～③の必要書類を簡易書留にて下記の住所へご送付ください。

①『登録申請書』…合格証書に同封されているものに記入。

※登録免許税として収入印紙 9,000 円分を所定欄へ貼付。

②『登録手数料振替払込受付証明書』…貼付用紙に、登録手数料として 3,320 円が払い込まれたことを証する印のある「振替払込受付証明書」の原本を貼付。

③『国籍等の記載のある住民票』…住民登録をしている市区町村窓口にて申請・発行。

### <送付先・お問い合わせ>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 登録部

住所: 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6

TEL: 03-3486-7511

## 3. 雇用契約書について

国家資格取得後は、EPA 看護師候補者・介護福祉士候補者ではなく、EPA 看護師・介護福祉士として就労を開始するため、現在の雇用契約書を変更するか、新たに雇用契約を締結してください。

なお、雇用契約の内容は、同等報酬の要件など一定の要件が課せられています。

## 4. 在留資格変更許可申請

EPA 看護師・介護福祉士として就労する場合、住居地を管轄する地方入国管理官署にて、在留資格変更手続きを行います。以下①～⑥の必要書類をご持参ください。

在留資格は「特定活動(EPA 看護師または介護福祉士)」となります。EPA 看護師・介護福祉士には、最長3年間の在留期間が与えられます。その後は、与えられた在留期限までに、更新が必要となります。

### (1) 資格取得前と同じ病院・施設で就労する場合

①『在留資格変更許可申請書』…地方入国管理官署または下記 URL よりダウンロードして記入。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

※「16 上記以外の在留資格・入国目的」の様式をご活用ください。

②『写真(縦4cm×横3cm)』1葉

※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書に添付して下さい。

③『パスポート及び在留カード(外国人登録証明書)』…申請時に提示。

④『雇用契約書』の写し…上記3. で作成した、国家資格取得後の活動の内容・期間・地位及び報酬等が記載されているもの。

⑤『住民税の課税(または非課税)証明書』及び『納税証明書』…1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。

※受入れ施設に発行をお願いしてください。転居等により、区役所・市役所等から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にご相談ください。

⑥ **看護師**: 『看護師免許証』の写し、または『看護師免許登録済証明書』の写し

**介護福祉士**: 『介護福祉士登録証』の写し

※申請時に『介護福祉士登録証』がない場合は、『介護福祉士国家試験合格証書』を持参してください。

後日、交付された『介護福祉士登録証』の写しを地方入国管理官署にお持ちください。

## (2)資格取得後に就労先を変更する場合

在留資格に係る指定書で指定された就労先以外では就労することはできません。指定書で指定された就労先以外で就労を行う場合は、地方入国管理官署において在留資格変更の許可を得る必要がありますので、必ず手続きを行ってください。また、JICWELSにも必ず報告してください。

### <お問い合わせ>

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

Eメール: [shien@jicwels.or.jp](mailto:shien@jicwels.or.jp)

TEL :03-6206-1138

その際は、上記①～⑥の書類のほかに以下の⑦～⑨の書類をご用意ください。このほか、申請後、審査の過程において、追加の資料を求められる場合もございます。あらかじめご了承ください。

- ⑦受入れ機関の法人登記簿謄本及び決算報告書
- ⑧受入れ施設のパンフレット、案内等
- ⑨日本人と同等以上の報酬額を支払うことを証明する資料

## 5. Q&A

### Q1. 国家資格を取得した後は居宅でのサービスを行うことはできますか？

A1. EPA 介護福祉士は、平成29年4月1日より、国家資格取得後、居宅でのサービスを提供する業務に従事できるようになりました。ただし、居宅でのサービスを提供する業務を行うには、居宅でのサービスを提供する事業者が一定の要件を満たしていることが必要です。また、EPA 介護福祉士は、地方入国管理官署において在留資格変更許可申請が必要です。居宅でのサービスを提供する業務を行う場合は、必ず事前に JICWELS に相談してください。

### Q2. 本国の家族を呼び寄せることはできますか？

A2. EPA 看護師・介護福祉士が扶養している配偶者又は子に限り、日本での滞在が許可されます。  
[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_NINTEI/zairyu\\_nintei10\\_21\\_07.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10_21_07.html)  
家族の呼び寄せに必要な手続きについては、JICWELS までご相談ください。

### Q3. 呼び寄せた家族は日本で働くことはできますか？

A3. EPA 看護師・介護福祉士の家族に与えられる在留資格のみでは就労することができません。  
地方入国管理官署において、資格外活動の許可を得れば、一週間に 28 時間を上限として就労を行うことができます。資格外活動許可申請手続きについては、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-8.html>) をご参照ください。

**Q4. 受入れ施設を移動できますか？**

**A4.** 制度上は新しい受入れ施設と雇用契約を結び、地方入国管理官署から在留資格変更許可を得ることにより、他の受入れ施設において、就労することが可能です。ただし、多くの受入れ機関（施設）は資格取得後も引き続き、同じ施設で働いてもらうことを強く期待していますので、JICWELS は国家資格を取得した後も引き続き同一施設で働いていただくことを期待しています。受入れ施設を移動する際には JICWELS 相談窓口を活用するなどして、慎重に判断することをお勧めします。

**Q5. 国家資格取得後に一度母国に帰国した後に、再び日本に戻って就労することはできますか。**

**A5.** EPA 看護師・介護福祉士の国家資格を取得していれば、JICWELS と送り出し調整機関の紹介により、再び特定活動の在留資格を取得して日本で EPA 看護師・介護福祉士として就労することが可能です。特定活動の在留資格を取得するためには、雇用契約の締結など所定の手続きが必要になりますので、まずはインドネシア、フィリピン、ベトナム各国の送り出し調整機関に申請をしてください。

**<お問い合わせ>**

公益社団法人 国際厚生事業団

- ◇ 受入支援部 TEL:03-6206-1138
- ◇ フィリピン相談窓口 TEL:03-6206-1142
- ◇ インドネシア相談窓口 TEL:03-6206-1149
- ◇ ベトナム相談窓口 TEL:03-6206-6991